

随意契約理由書

件名	クリーンセンター計装機器定期点検整備業務
契約の相手方	富士電機株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>クリーンセンターの計装機器(プロセス検出器・分析装置等)は、プラントの運転制御・公害監視を行うため、稼働状態をプロセス情報として変換し、常時運転員に情報提供する根幹となる重要な設備である。</p> <p>プラントを安全かつ適正に運転管理するためには、本業務にて当該設備の定期的な点検整備を実施するとともに、運転中の突発的な故障発生時においても迅速に復旧対処する必要がある。</p> <p>当該計装機器は、プラントに要求される運転制御・公害監視の総合的な計装システムを構築、具体化するために必要なものであり、システム全体とともに富士電機株が独自に設計・製作したものである。</p> <p>本業務については、計装システムを健全に維持する上で計装機器単独のみならず、総合的なシステム構成・機能・プラントの運転制御、公害監視等、製造業者しか所有しえない知識、技術が必要であるため、製造業者である富士電機株以外、実施することは出来ない。</p> <p>よって、上記業者との随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部施設課 (電話番号 : 078-595-6164)